

全日本学校歯科保健優良校表彰 選考の基準

1. 健康観の育成に関する理念が明確であり、数年間以上にわたって学校保健全般の活動が充実していること。
2. 学校保健計画における歯科保健の位置付けが明確であり、ヘルスプロモーションの理念の下、発達段階に即した具体的で適切な歯科保健の目標が設定され、その目標の達成のために保健教育、保健管理、組織活動のそれぞれの内容が充実し、協調的に機能していること。
3. 年間を通じて歯科保健活動が実施され、また、家庭や地域との連携が意図され具体的な展開が図られていること。
 - ① 学級活動および学校行事等で毎学期1回以上、健康診断結果等を踏まえた歯・口の健康づくりに関する活動が実施されていること。
 - ② 児童会活動で歯・口の健康づくりが取り上げられていること。
 - ③ 特色ある歯科保健活動（総合的学習を含む）が行われていること。
 - ④ 児童が自律的に歯科保健活動を行えるような教育活動が実施されていること。
 - ⑤ 歯科保健における課題に対応した多様な活動を実施していること。
4. 本年度の健康診断における歯の検査の結果が以下を満たしていること。
 - ① 6年生の永久歯のむし歯の総数が1人平均2歯以下（一人平均D F歯数が四捨五入で2.0以下）であること。
 - ② C O・G Oの検出が適正に行われていること。
5. 学校歯科医による健康相談、養護教諭等による健康相談、個別的な歯科保健指導など健康診断の事後措置が着実に実行されていること。
 （C Oを有する者あるいはG Oと判定された者、歯列・咬合、顎関節、歯垢の付着状態や歯肉の状態が「1」または「2」と判定された者等に対して、文部科学省の学校歯科保健参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」に沿って保健指導や健康相談等の事後措置を行っていること。該当者がいない場合は、その方針が明らかになっていること。）
6. 歯科保健指導のための教職員の校内外の研修の重要性を認識し、実践していること。
7. 歯科保健についてP T A、地域との連携が円滑に行われ具体的な取組がみられること。
 また、学校保健委員会で具体的に歯科保健を含む心身の健康問題が取り上げられていること。
8. 学校歯科医が定期健康診断以外にも執務し、事後措置、健康相談、個別的な歯科保健指導にも熱心に取り組み、積極的に勤務していること（ここでの「勤務」とは、電話等での相談を含まない）。また、学校保健委員会にも積極的に出席していること。
9. 健康診断を保健管理面に限らず、保健教育上に配慮し活用していること。